

## みどり市産業振興貢献企業感謝状贈呈要綱

平成22年8月27日

告示第178号

### (目的)

第1条 この告示は、本市で事業を行う中小企業者への発注を通じて、本市の産業振興に貢献した市外企業者に感謝状を贈呈することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内にのみ事業所を有し、かつ、主たる事業として製造業を営むものをいう。
- (2) 市外企業者 市外に本社(個人の場合は主たる事業所)を有する企業者をいう。
- (3) 年間発注額 市外企業者が一の中小企業者に対して行った1年間の発注に係る金額を合計した額をいう。

### (贈呈の基準)

第3条 感謝状は、市外企業者が次の各号のいずれかに該当する場合に贈呈するものとする。ただし、当該市外企業者が法令等に抵触する行為を行うなど、市長が適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 前事業年度(個人の場合は前年)の年間発注額が3,000万円以上あった場合
- (2) 前事業年度(個人の場合は前年)及び前々事業年度(個人の場合は前々年)の年間発注額の合計が5,000万円以上あった場合

### (推薦の方法)

第4条 中小企業者は、前条各号のいずれかに該当する市外企業者があるときは、市長の定める日までにみどり市産業振興貢献企業推薦書(様式第1号)に年間発注額を証する書類を添えて、市長に推薦することができる。

2 市長は、前項の規定により推薦された市外企業者が本市の産業振興に貢献したと認めたときは、みどり市産業振興貢献企業決定通知書(様式第2号)により当該市外企業者を推薦した中小企業者に通知する。

### (贈呈の方法)

第5条 市長は、前条第2項の規定により認めた市外企業者に対し、感謝状及び記念品を贈るものとする。

附 則

この告示は、平成22年8月27日から施行し、同月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所  
企業名  
代表者名 印

みどり市産業振興貢献企業推薦書

次の企業がみどり市産業振興貢献企業感謝状贈呈要綱第4条に該当するので推薦します。

記

1 取引先企業の概要

取引先企業名		代表者氏名	
本社所在地		電話番号	
主な製品名		資本金	
従業員数		連絡担当者職氏名	
企業形態の変遷			
年 月		年 月	
年 月		年 月	
取引状況(過去2年間の実績)			備考

年度	主要生産品目	取引額A	割合 (A/B)	自企業の総売上高B	
年 月 ～ 年 月		万円		万円	
年 月 ～ 年 月		万円		万円	
直接 の取 引先 (本社 と直 接取 引の 場合 は記 入し ない)	支 店・支 社工 場名			代表者職氏名	
	所在 地			電話番号	

## 2 自企業の概要

企業名			代表者氏名	
所在地			電話番号	
主な製品名			資本金	
従業員数		連絡担当者職氏名		
企業形態の変遷				
年 月		年 月		
年 月		年 月		
取引先企業との関係(貢献している内容を具体的に記入する。)				

(注) 感謝状贈呈の基準に該当する取引先企業が数社にわたる場合は、推薦書を該当企

業ごとに作成し、提出してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

みどり市長

印

みどり市産業振興貢献企業決定通知書

年 月 日付けで推薦のありました企業について、産業振興貢献企業として決定したので通知します。

記

企業名	住所